

在外国民皆さんの大いなる関心と参加が必要です。

在外選挙案内文《第 27 号》



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2011. 8. 3.

☎ 82-2-503-0648

FAX 82-2-507-4352

在外選挙投票関連 公職選挙法 改正内容

■ 在外投票所での本人確認の為の身分証明書範囲拡大

改定前	改定後	備考
旅券に限る	<ul style="list-style-type: none">■ 旅券・住民登録証・公務員証・運転免許証など写真が掲載されており、本人であることを確認できる大韓民国の官公庁や公共機関が発行した証明書■ 写真が掲載されており、姓名と生年月日が記載された本人であることを確認できる居留国の政府が発行した証明書	

■ 在外投票用紙作成および発送

改定前	改定後	備考
区・市・郡選挙管理委員会で投票用紙(自書式)を作成して在外選挙人などに国際特急郵便で郵送	左 同	
—	投票用紙を発送せず在外投票期間中、在外投票所の責任委員が在外投票所で機械装置を利用して投票用紙(記票式)を作成して交付できる。 ※ ただし、機械装置利用投票用紙作成交付は中央選管委の事前議決(決定)が必要である。	



在外選挙関連資料は在外選挙ホームページ(<http://ok.nec.go.kr>)を参考にして下さい!